

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秋田市長 穂積 志

市町村名 (市町村コード)	秋田市 (52019)
地域名 (地域内農業集落名)	仁井田地区 (上丁、下の下、横山、目長田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地区の大部分は個別営農であり、機械への過剰投資等による営農コスト上昇や米価低迷等により、経営は年々悪化している。また、農用地は小区画で、道・水路は狭小であるため農地の流動化も停滞しており、ほ場整備事業を契機とした地域農業の発展を切望している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主作物としつつ、大豆、ねぎ、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、かぼちゃ等の高収益作物の生産に取り組む。また、ほ場整備事業による農地の集団化・連坦化を実現させ、農作業の効率化を図るとともに、6次産業への取組を推進させ、周年稼働農業体制を確立し収入の安定化を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	179.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	179.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備事業を実施中の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備事業の促進計画を策定済みであり、現在面工事中。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農地を集積済み。地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備事業の促進計画策定済みであり、現在面工事中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人での営農が基本となるが、新規就農希望者があれば、法人による雇用等により地域の担い手として確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じて以下の取組を実施する。 ・薬剤散布作業については四ツ小屋スカイサービスに委託する。 ・水稻や大豆作業、土壌改良材散布作業等については有限会社新あきたファーマーズに委託する。 ・水稻、大豆の出荷調製作業については農事組合法人秋田市南カントリーエレベーター利用組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>							
①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	○	④畑地化・輸出等	⑤果樹等	
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③ 積極的にスマート農機を導入し、農作業の省力化を図る。
- ④ 大豆、ねぎ、えだまめ、ブロッコリー、キャベツ、かぼちゃ等の高収益作物に取り組む。
- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。